

2020年3月11日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田七丁目21番11号
アライドテレシスホールディングス株式会社
代表取締役会長 大 嶋 章 禎

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2頁のご案内に従って2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午前10時30分
（受付開始：午前10時）
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目5番7号
T O C有明4階 EASTホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

(3) 代理人による議決権行使の場合

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.at-global.com>）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9:00～21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324（平日 9:00～17:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名全員は任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス強化の観点から、社外取締役に 1 名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	おおしま たかよし 大嶋 章禎 (1940年9月17日生)	1987年3月 当社代表取締役社長 1987年9月 当社代表取締役会長(現任) 1987年9月 Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO(現任) 2004年12月 アライドテレス(株)代表取締役社長(現任)	一株
2	サチエ オオシマ Sachie Oshima (1971年8月9日生)	2004年1月 Allied Telesis, Inc. 取締役(現任) 2004年3月 当社取締役 2005年5月 Allied Telesis Capital Corp. 取締役(現任) 2007年2月 スタンフォード大学医学部特任准教授(現任) 2007年3月 当社取締役退任 2010年3月 当社取締役(現任)	一株
3	アッシュ バドワル Ashit Padwal (1964年1月5日生)	2006年1月 Allied Telesis Capital Corp. 取締役(現任) 2011年9月 Allied Telesis, Inc. チーフリスクオフィサー(現任) 2012年3月 当社取締役(現任) 2013年1月 米国航空宇宙工業会サブライチェーン諮問委員会メンバー(現任) 2013年1月 国際プリント基板協会政府関係委員会メンバー(現任)	一株
4	なかがわ まさかつ 中河 正勝 (1939年6月1日生)	1963年4月 (株)日立製作所入社 1987年9月 同社家電情報メディア本部海外センター長 1992年10月 同社社長付海外戦略統括 2003年8月 日立HPS取締役 2007年9月 (一社)日中科学技術交流協会理事(現任) 2008年2月 (株)HE-KJS代表取締役社長(現任) 2009年9月 (株)オネスト代表取締役社長 2014年9月 (一社)次世代エネルギー研究・開発機構専務理事(現任) 2016年8月 (一社)国家ビジョン研究会代表理事(現任)	一株

- (注) 1. 略歴等における会社名の一部は、略称で表記しております。
2. 大嶋章禎氏は、アライドテレンス(株)の代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社の100%子会社であり、特別の利害関係はありません。
3. Sachie Oshima氏は、当社代表取締役会長大嶋章禎氏の子であります。
4. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 中河正勝氏は社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者とした理由

中河正勝氏は製造企業において生産技術・生産管理、海外事業オペレーション等幅広く経験されました。また、取締役や団体理事として企業経営や組織運営等の経験も豊富であります。これらの経験や豊富な知見等に基づき、当社グループの一層の事業拡大への貢献を期待するとともに、当社の経営を監督していただくことを期待して、社外取締役候補者としたしました。

7. 候補者の独立性について

中河正勝氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本議案が承認された場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

8. 責任限定契約について

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は中河正勝氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の村山正和氏が辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
わかなたし 若菜 忠 (1940年11月6日生)	1969年3月 工学博士（東北大学）	50,000株
	1969年4月 日本電信電話公社（現NTT）入社	
	1986年4月 NTTヒューマンインターフェイス研究所主幹研究員	
	2000年4月 埼玉学園大学経営学部教授	
	2005年3月 当社取締役	
	2006年8月 アライドテレシス(株)代表取締役副社長	
	2009年3月 当社及びアライドテレシス(株)取締役退任	
	(所属学会) 電子情報通信学会、情報処理学会、映像メディア情報学会	

(注) 1. 略歴等における会社名の一部は、略称で表記しております。

2. 若菜忠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 若菜忠氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

4. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

若菜忠氏は当社グループの事業領域である通信・ネットワーク工学を研究をされ、幅広い知識を有しております。また、過去に当社取締役及び当社子会社の代表取締役副社長として業務執行の経験を有しております。これらの知識や経験・実績を活かし、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

5. 候補者の独立性について

若菜忠氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、本議案が承認された場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

6. 責任限定契約について

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は若菜忠氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員、取締役、監査役並びに社外協力者に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の発行は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、確定金額報酬とは別に、その具体的な内容及び具体的な算定方法についても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は1名）、当社の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は3名）となり、ストックオプションとしての新株予約権の割当数は、当社取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）に対し22,500個、当社監査等委員である取締役に対し2,500個が上限となります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の従業員、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、及び監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員、取締役、監査役並びに社外協力者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 本新株予約権の数の上限

新株予約権50,000個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式5,000,000株を上限とし、(3)①の規定に従い付与株式数が調整される場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(3) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式

分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

②本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

(ア)本新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

(イ)本新株予約権割当日後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で新株式の発行又は本新株予約権自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(ウ)上記のほか、本新株予約権割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調

整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

付与決議日より2年を経過した日から当該決議日より10年を経過する日までとする。

④本新株予約権の行使の条件

本新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

⑤本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑦本新株予約権の取得条項

(ア)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(イ)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(ウ)本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

⑧組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予

約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②に準じて決定する。

(オ) 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める行使期間の満了日までとする。

(カ) 新株予約権の行使の条件

上記④に準じて決定する。

(キ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

(ク) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(ケ) 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

⑩ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

⑪ 新株予約権の公正価額の算定方法

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当社監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等の額の算定の前提となる新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

(提供書面)

事業報告

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年1月1日～2019年12月31日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善し、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、世界経済は、米中間の貿易摩擦や英国のEU離脱問題、新興国経済の鈍化等により、先行き不透明感が高まりました。

当社グループが属する情報通信機器業界におきましては、全般的には鈍い成長にある一方で、ワイヤレス環境の整備、サイバーセキュリティ対策、IT人材の確保と育成、といった面での需要が拡大しています。

このような状況の下、当社グループは、持続的な成長と安定した収益確保を目指し、市場のニーズを捉えた競争力の高い製品・サービスの開発・拡販に取り組み、セミナーや展示会等の各種イベントを介した新製品・新技術の普及・販促活動を強化する一方、ダイレクトタッチによる顧客志向のソリューション営業を進めてまいりました。

具体的な技術・製品開発としては、統合管理ソリューション「AMF」の機能強化を図るとともに、有線/無線製品のラインナップを拡充し、クラウド型脆弱性診断サービス「Net.CyberSecurity」等をリリースしました。

さらに、営業・サービス体制の強化を図るため、主に日本で人員増強を図りつつ、海外の不採算地域で子会社の統廃合を行うなど、経営の合理化を進めました。

当連結会計年度の業績は、海外での売上が減少したものの、営業・サービス体制を強化した日本での売上が増加し、売上高は291億21百万円（前連結会計年度比1.7%増）となりました。

利益面では、売上総利益率は引き続き高い水準を維持したものの、採用コストを含む人件費や研究開発費が増加したことなどから、販売費及び一般管理費が増加したため、営業利益は2億46百万円（前連結会計年度比55.2%減）となりました。また、当連結会計年度は前連結会計年度に比べ円高に推移したことから、為替差損として2億5百万円（前連結会計年度は2億33百万円）を計上したことなどにより、経常損失は1億50百万円（前連結会計年度は、84百万円の経常利益）となりましたが、特別損益として事業再編損を計上する一方、新株予約権戻入益等を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、1億35百万円（前連結会計年度比36.1%減）となりました。

当連結会計年度の当社グループの所在地別セグメント売上高の概要は次のとおりです。

■日本

日本では、営業・サービス体制を強化し、ダイレクトタッチによる提案営業やワンストップ型の包括的なサービスの拡販を推し進めてまいりました。そのような取り組みの結果、重点ターゲット市場として注力している医療、公共、文教での売上が増加しました。製品別では、無線LAN製品の売上が大きく伸長したほか、各種スイッチ製品群の出荷が好調となりました。さらに、ネットワーク設計・構

築等のサービス売上が伸長しました。この結果、日本での売上高は178億21百万円（前連結会計年度比10.3%増）となりました。

■米州

米州では、前連結会計年度の交通機関向けの大型プロジェクトが一段落し、当連結会計年度では主に中規模案件の受注が中心となりました。さらに公共投資への抑制が見られたため、中央・州政府からの受注が振るいませんでした。製品別では、スイッチ製品群の出荷が増加しましたが、キャリア向けスイッチやSFPモジュール等の出荷が減少しました。この結果、米州全体での売上高は、49億42百万円（前連結会計年度比8.5%減）となりました。

■EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）

EMEAでは、医療・文教・公共を重点市場としてダイレクトタッチによるソリューション営業を強化したほか、システムインテグレーター等のパートナー企業との連携強化に努めました。これにより、フランスでは学校ネットワーク案件が増加し、イギリスでは鉄道への監視ソリューション等が好調となりました。一方、停滞する経済を背景として投資の抑制が見られ、ロシアやイタリアで販売代理店への出荷が減少しました。製品別では、xシリーズ・スイッチ製品群や無線LAN製品の売上が増加しましたが、低位機種種のスイッチやメディアコンバータの売上が減少しました。この結果、EMEA全体での売上高は、43億24百万円（前連結会計年度比8.3%減）となりました。

■アジア・オセアニア

アジア・オセアニアでは、複数の国政選挙が実施された影響から公共投資の抑制が見られ、特にインドネシアでは売上が大幅に減少しました。第4四半期会計期間（2019年10月～12月）にインドで受注が好調となったものの、全体の減少分を補うまでには至りませんでした。また、経営合理化策の一環として韓国の子会社を清算しました。製品別では、ネットワークインターフェースカードの売上が伸長しましたが、xシリーズ・スイッチ製品群の売上が減少しました。この結果、アジア・オセアニア全体での売上高は20億32百万円（前連結会計年度比13.7%減）となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
売上高	28,638	29,121	1.7%
日本	16,160	17,821	10.3%
米州	5,403	4,942	△8.5%
EMEA	4,718	4,324	△8.3%
アジア・オセアニア	2,356	2,032	△13.7%
営業利益	550	246	△55.2%
経常利益又は経常損失(△)	84	△150	—
親会社株主に帰属する当期純利益	211	135	△36.1%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において基幹業務システム更改、国内子会社の新営業拠点開設費用、開発用機器、生産・検査用設備及び保守サービス用設備の取得など、総額10億53百万円の設備投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関からの借入れ及び市場からの直接調達など、資金需要ごとにより有利な方法で調達することとしております。

(4) 対処すべき課題

ネットワークインフラに対する市場ニーズが高度化・広範化する中、当社グループは、技術力の向上、マーケティング力及び営業力の強化により、ネットワークのスペシャリストとして、迅速な対応と高度なトータルソリューションの提供により、事業価値・企業価値の向上に努めてまいります。

また、企業経営に対する健全性、透明性が求められる中、当社グループは、コーポレートガバナンスの確立、コンプライアンスの強化、会社情報の適時開示等を通して、これらの要求、要望に応えられるように全力で取り組んでまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第30期 (2016年12月期)	第31期 (2017年12月期)	第32期 (2018年12月期)	第33期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売 上 高 (百万円)	29,301	29,206	28,638	29,121
営 業 利 益 (百万円)	572	1,140	550	246
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△430	848	84	△150
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	111	1,131	211	135
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.02	10.38	1.93	1.23
総 資 産 (百万円)	21,007	20,992	22,675	24,668
純 資 産 (百万円)	3,480	4,476	4,657	4,434
1株当たり純資産額 (円)	29.27	38.50	40.09	39.59

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
アライドテレシス株式会社	1,987 百万円	100.0%	ネットワーク関連機器の開発、販売、保守
Allied Telesis International (Asia)Pte. Ltd.	33,582 千シンガポールドル	100.0%	ネットワーク関連機器の製造、物流統括、販売、開発
Allied Telesis, Inc.	18 千米ドル	54.2%	ネットワーク関連機器の開発、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

- ① ネットワーク関連機器の開発、製造、販売、保守及びコンサルティング
- ② コンピュータソフトウェア及び情報システムの開発、企画、製作、販売、保守及びコンサルティング
- ③ 上記①②に関連する工事の設計、施工、運用・管理、保守及びコンサルティング

(8) 主要な営業所及び工場（2019年12月31日現在）

当 社	本社：東京都品川区
国内拠点	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
海外拠点	アメリカ、カナダ、メキシコ、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、ルーマニア、イスラエル、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム、タイ、インドネシア、中国、台湾

(9) 使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報通信・ネットワーク関連事業	1,691 (66) 名	5名増 (17名増)
合 計	1,691 (66) 名	5名増 (17名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35 (－) 名	－名 (－)	45.2歳	15年2か月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	2,411百万円
株式会社りそな銀行	1,215百万円
株式会社横浜銀行	672百万円
株式会社商工組合中央金庫	559百万円
株式会社滋賀銀行	516百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 109,671,545株（自己株式314株を含む）
- (3) 株主数 13,948名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
OSHIMA GENERAL HOLDINGS NO.1, LLC	47,660,000	43.46
横山 尚之	1,432,200	1.31
マネックス証券株式会社	1,391,220	1.27
松井証券株式会社	721,900	0.66
野末 郁代	700,000	0.64
DEUTSCHE BANK AG LONDON GPF CLIENT OMNI-FULL TAX 613	680,542	0.62
アライドテレシスホールディングス従業員持株会	608,300	0.55
株式会社SBI証券	597,000	0.54
楽天証券株式会社	579,700	0.53
岡崎 吉男	463,300	0.42

（注）持株比率は、自己株式（314株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

（2019年12月31日現在）

①第23回新株予約権（2011年3月29日開催の第24回定時株主総会）

発行決議日	2012年3月14日開催の取締役会		
新株予約権の数	9,330個		
目的となる株式の種類及び数	普通株式 933,000株		
新株予約権の払込金額	金銭の払込みを要しない		
新株予約権の行使価額	1株当たり138円		
新株予約権の行使期間	2013年3月23日～2021年3月28日		
当社役員の保有状況	人数	新株予約権の数	目的となる株式の数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	1名	1,000個	100,000株

②第24回新株予約権（2012年3月27日開催の第25回定時株主総会）

発行決議日	2013年3月14日開催の取締役会		
新株予約権の数	18,385個		
目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,838,500株		
新株予約権の払込金額	金銭の払込みを要しない		
新株予約権の行使価額	1株当たり255円		
新株予約権の行使期間	2015年3月23日～2022年3月26日		
当社役員の保有状況	人数	新株予約権の数	目的となる株式の数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	1名	2,000個	200,000株

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の氏名等（2019年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 嶋 章 禎	Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO アライドテレシス株式会社代表取締役社長
取 締 役	Sachie Oshima	スタンフォード大学医学部特任准教授 Allied Telesis, Inc. 取締役 Allied Telesis Capital Corp. 取締役
取 締 役	Ashit Padwal	Allied Telesis Capital Corp. 取締役 Allied Telesis, Inc. チーフリスクオフィサー 米国航空宇宙工業会サプライチェーン諮問委員会メンバー 国際プリント基板協会政府関係委員会メンバー
社外取締役 （監査等委員）	井 上 隆 司	公認会計士 共栄会計事務所パートナー 株式会社ブロードバンドタワー社外取締役（監査等委員）
社外取締役 （監査等委員）	村 山 正 和	J Lキャピタル社アドバイザー
社外取締役 （監査等委員）	新 井 章 治	—

- (注) 1. 当社は2019年3月28日開催の第32回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、村山正和氏は取締役を退任、新井章治氏は監査役を退任し、両氏とも同日をもって新たに監査等委員である取締役に就任いたしました。
2. 当社は、監査等委員である取締役の井上隆司氏及び村山正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査等委員である井上隆司氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、情報収集の充実を図り、内部統制部門との連携により監査の実効性を高めるため、新井章治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 上記に記載の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は監査等委員である社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （ 2名）	103百万円 （ 3百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （ 3名）	16百万円 （ 16百万円）
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 （ 2名）	3百万円 （ 2百万円）
合 計	11名 （ 7名）	123百万円 （ 21百万円）

- (注) 1. 当社は2019年3月28日開催の第32回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第32回定時株主総会において年額7億円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議されております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第32回定時株主総会において年額5千万円以内と決議されております。なお、取締役（監査等委員）の報酬等は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものです。
4. 監査役の報酬限度額は、2012年3月27日開催の第25回定時株主総会にて年額5千万円以内と決議されております。なお、監査役の報酬等は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものです。
5. 上記には、2019年3月28日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況
社外取締役 （監査等委員）	井 上 隆 司	就任後、当事業年度に開催された取締役会4回及び監査等委員会8回の全てに出席いたしました。 主に公認会計士としての専門的見地、企業監査の経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	村 山 正 和	当事業年度に開催された取締役会6回及び監査等委員会8回の全てに出席いたしました。 主に金融分野における専門的見地から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	新 井 章 治	当事業年度中に開催された取締役会6回のうち、監査役として1回、監査等委員として4回出席いたしました。 また、当事業年度中に開催された監査役会2回の全てに、監査等委員会8回のうち7回に出席いたしました。 主に経営に関する広範な知識、経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づくみなし取締役会決議が39回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,200千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55,200千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等及び過去の監査の実績を検討した結果、当該報酬等に同意しております。
2. 当社の連結子会社であるアライドテレンス株式会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するときは、監査等委員全員の同意に基づく解任、又は監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性・専門性及び監査活動の適切性・妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、現時点で責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めます。

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業倫理規程」等のコンプライアンス体制に係る規程を、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。本件所管部署は法務室とし、同部署を中心に役職員への教育等を行い、その徹底を図る。内部監査人は、代表取締役の指示に従い、コンプライアンスの状況を監査し、

定期的に報告するものとする。法令上疑義ある行為等については、使用人が直接に情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。また、グループ全体のコンプライアンス体制の運用評価及び整備・強化・有効性の維持・向上のために必要な諸施策を提言することを目的とする「統合コンプライアンス委員会」を設置する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。監査等委員でない取締役および監査等委員は「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において諸規則の策定、研修の実施等を行うものとする。さらに、組織横断的なリスク状況の監視及び全社の対応は、「統合コンプライアンス委員会」を中心に行うものとする。新たに生じた重大なリスクについては、速やかに対応する責任者となる取締役を定め、対応にあたるものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全役職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的目標及び「職務権限規程」に基づく効率的な目標達成のための方法を定める。業務担当取締役は、その進捗状況を定期的に取締役会に報告し、取締役会は、その内容を検討の上、改善を促すものとする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を与えるものとする。これには、グループ各社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。総務室は、これらを横断的に推進し、管理する。

⑥子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る重要事項の当社への報告体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社が定める「グループ管理規程」に基づいて、子会社の業績、財務状況、重要な人事、その他重要な情報について取締役会は定期的な報告を受け、その状況に応じてリスク管理を行う。また、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。

⑦監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は置かないものとする。ただし、監査等委員会が必要に応じて法務室長の了承を得た上で、法務室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるとし、その使用人は、その命令に関して取締役及び法務室長の指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

- ⑧当社及び子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法令に定める事項（会社法第357条）に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を速やかに報告する。報告の方法は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議により決定する。なお、監査等委員会に前項の報告を行ったものに対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役、業務担当取締役等との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)の業務の適正を確保するための体制については、「統合コンプライアンス委員会」を設置し、その実効性を確認することとしております。当事業年度に関しては「統合コンプライアンス委員会」を2回開催しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」及び「買収防衛策」については、特に定めておりません。

なお、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係諸法令に従い適切な措置を講じてまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的かつ継続的な株主への利益還元を経営課題として考えるとともに、社会のニーズや技術の進歩・動向等を見据えた研究開発を成長のための必要不可欠な投資と位置付けた上で、経営基盤の強化と財務体質の健全性の保持に努めております。その上で業績に応じた株主への利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、現状では繰越利益剰余金が欠損の状況にあり、財務基盤の安定を最優先とすることから、配当は見送りといたします。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,956,231	流 動 負 債	13,612,887
現 金 及 び 預 金	2,995,294	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,558,449
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,745,834	短 期 借 入 金	2,129,174
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	265,402	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,539,274
商 品 及 び 製 品	3,937,924	リ ー ス 債 務	426,385
仕 掛 品	350,231	未 払 法 人 税 等	234,043
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	688,351	賞 与 引 当 金	105,087
そ の 他	1,065,709	前 受 収 益	4,267,716
貸 倒 引 当 金	△92,517	そ の 他	2,352,754
固 定 資 産	9,711,847	固 定 負 債	6,620,885
有 形 固 定 資 産	5,968,159	長 期 借 入 金	3,960,928
建 物 及 び 構 築 物	1,394,827	リ ー ス 債 務	1,385,225
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	634,538	繰 延 税 金 負 債	27,039
工 具 、 器 具 及 び 備 品	383,732	退 職 給 付 に 係 る 負 債	651,652
土 地	2,672,428	そ の 他	596,039
使 用 権 資 産	786,713	負 債 合 計	20,233,772
建 設 仮 勘 定	95,919	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	294,092	株 主 資 本	4,206,324
そ の 他	294,092	資 本 金	10,014,121
投 資 そ の 他 の 資 産	3,449,594	資 本 剰 余 金	194,407
投 資 有 価 証 券	3,270	利 益 剰 余 金	△6,002,177
繰 延 税 金 資 産	2,341,486	自 己 株 式	△26
そ の 他	1,115,234	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	135,052
貸 倒 引 当 金	△10,396	為 替 換 算 調 整 勘 定	157,924
資 産 合 計	24,668,078	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△22,871
		新 株 予 約 権	92,928
		純 資 産 合 計	4,434,305
		負 債 純 資 産 合 計	24,668,078

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,121,711
売 上 原 価		10,633,673
売 上 総 利 益		18,488,038
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,241,841
営 業 利 益		246,196
営 業 外 収 益		20,185
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,110	
助 成 金 収 入	5,044	
保 険 返 戻 金	6,399	
そ の 他	7,632	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	196,958	
為 替 差 損	205,055	
支 払 手 数 料	10,000	
そ の 他	5,309	417,322
経 常 損 失		150,941
特 別 利 益		197,329
新 株 予 約 権 戻 入 益	167,837	
子 会 社 清 算 益	29,492	
特 別 損 失		
事 業 再 編 損	248,112	248,112
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		201,724
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	242,275	
法 人 税 等 調 整 額	△579,111	△336,836
当 期 純 利 益		135,112
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		135,112

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日
至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,012,040	192,326	△5,946,683	△15	4,257,668
会計方針の変更による累積的影響額			△190,606		△190,606
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,012,040	192,326	△6,137,290	△15	4,067,062
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	2,080	2,080			4,161
親会社株主に帰属する当期純利益			135,112		135,112
自 己 株 式 の 取 得				△11	△11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,080	2,080	135,112	△11	139,262
当 期 末 残 高	10,014,121	194,407	△6,002,177	△26	4,206,324

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	169,153	△31,498	137,654	261,768	4,657,091
会計方針の変更による累積的影響額					△190,606
会計方針の変更を反映した当期首残高	169,153	△31,498	137,654	261,768	4,466,485
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)					4,161
親会社株主に帰属する当期純利益					135,112
自 己 株 式 の 取 得					△11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△11,228	8,626	△2,601	△168,839	△171,441
連結会計年度中の変動額合計	△11,228	8,626	△2,601	△168,839	△32,179
当 期 末 残 高	157,924	△22,871	135,052	92,928	4,434,305

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 33社

① 主要な連結子会社名

・アライドテレスिस株式会社

・Allied Telesis, Inc.

② 新たに連結の範囲に含めた子会社

該当事項はありません。

③ 新たに連結の範囲から除外した子会社

・Allied Telesis Korea Co., Ltd.

当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社名

・Allied Telesis Panama Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

持分法を適用していない非連結子会社Allied Telesis Panama Inc.は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が重要な影響を及ぼさないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Allied Telesis India Private Ltd.の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）により、海外連結子会社は、定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物（3年～38年）

機械装置及び運搬具（5年～6年）

工具、器具及び備品（2年～20年）

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェア 社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 使用权資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付連結会計年度から損益処理することとしております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (6) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | | |
|---------|--------|---------|
| (ヘッジ手段) | 金利スワップ | 為替予約取引 |
| (ヘッジ対象) | 借入金の利息 | 外貨建金銭債務 |
- ③ ヘッジ方針
当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で必要な範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジの有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (9) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

II. 会計方針の変更

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度の期首から「リース」(IFRS第16号)を適用しております。また、当該基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、当該基準の適用による累積の影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の使用権資産が1,010,737千円、流動負債のリース債務が303,880千円、固定負債のリース債務が897,464千円それぞれ増加し、利益剰余金が190,606千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益は94,832千円増加、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ52,727千円減少、親会社株主に帰属する当期純利益は52,727千円増加しております。

III. 表示方法の変更

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「リース債務」は、16,558千円であります。また、前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「リース債務」は、20,136千円であります。

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前連結会計年度408,101千円)は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,341,486千円に含めて表示しております。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

次の資産を担保に供しております。

科目

商品及び製品	1,362,446千円
建物及び構築物	260,306千円
土地	2,370,787千円
計	3,993,539千円

上記の担保資産に対する債務は次のとおりであります。

科目

短期借入金	1,600,000千円
1年内返済予定の長期借入金	108,000千円
長期借入金	798,000千円
計	2,506,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,276,089千円

3. 財務制限条項

2018年6月27日付シンジケートローン契約

(当連結会計年度末残高 短期借入金 1,600,000千円 一年内返済予定の長期借入金 376,000千円 長期借入金 1,790,000千円 (組成総額 4,330,000千円 うち、コミットメントライン契約 1,600,000千円、タームローン契約 2,730,000千円))

・2018年12月期決算(当該期を含む。)以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2,000,000千円以上に維持すること。

- ・2018年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益と連結のキャッシュ・フロー計算書上の減価償却費の合計が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2019年12月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

抵触した場合、当社は借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。

2019年3月26日付リース契約

(当連結会計年度末残高 リース債務(流動負債) 73,411千円 リース債務(固定負債) 627,875千円)

- ・2019年12月期決算(当該期を含む。)以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2,000,000千円以上に維持すること。

- ・2019年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益と連結のキャッシュ・フロー計算書上の減価償却費の合計が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2020年12月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

抵触した場合、当社は借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。

2019年7月5日付ボルピング・クレジット・ファシリティ契約

(貸付極度額500,000千円)

- ・2019年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2,000,000千円以上に維持すること。

- ・2019年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書上の営業損益の金額とキャッシュ・フロー計算書上の減価償却費の金額を単純合算した金額を0円以上に維持すること。

抵触した場合、当社は借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	109,632,545	39,000	—	109,671,545

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	186	128	—	314

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する事項

発行決議の日	2011年3月29日(株主総会)及び 2012年3月14日(取締役会)	2012年3月27日(株主総会)及び 2013年3月14日(取締役会)
新株予約権の数	9,330個	18,385個
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	933,000株	1,838,500株

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その信用状況を定期的に把握する体制としています。

また、在外子会社の受取手形及び売掛金は、為替リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、適宜先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金については、営業取引及び設備投資等に係わる資金を短期及び長期の適切な配分により調達しております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約毎にデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規定に従い、取締役会の承認を得た市場リスク管理施策に基づき、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算出された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,995,294	2,995,294	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,745,834		
貸倒引当金(※1)	△92,517		
受取手形及び売掛金	5,653,317	5,653,317	—
資産計	8,648,612	8,648,612	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,558,449	2,558,449	—
(2) 短期借入金	2,129,174	2,129,174	—
(3) 長期借入金(※2)	5,500,203	5,512,315	12,111
(4) リース債務(※3)	1,811,611	1,822,015	10,404
負債計	11,999,439	12,021,955	22,516
デリバティブ取引	—	—	—

- (※1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。
 (※2) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めております。
 (※3) 1年以内に期限が到来するリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項
 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらは元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表価額 (千円)
非上場関係会社有価証券	1,377
非上場株式	1,892

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	2,995,294	—
受取手形及び売掛金	5,745,834	—

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,539,274	3,594,928	366,000
リース債務	426,385	1,041,930	343,295

VII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 39円59銭
- 1株当たり当期純利益 1円23銭
 (算定の基礎)
 親会社株主に帰属する当期純利益 135,112千円
 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 135,112千円
 普通株式の期中平均株式数 109,666,829株

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,301,292	流 動 負 債	7,375,458
現 金 及 び 預 金	1,345,575	短 期 借 入 金	2,099,593
受 取 手 形	9,392	1年内返済予定の長期借入金	1,287,740
売 掛 金	686,283	未 払 金	885,137
前 払 費 用	82,523	未 払 費 用	53,084
関係会社立替債権	159,966	リ ー ス 債 務	28,116
そ の 他	17,551	未 払 法 人 税 等	13,122
固 定 資 産	12,231,633	預 り 金	2,490
有 形 固 定 資 産	2,042,781	賞 与 引 当 金	900
建 物	164,506	関係会社立替債務	2,949,099
構 築 物	1,393	そ の 他	56,172
車 両 運 搬 具	726	固 定 負 債	4,478,211
工具、器具及び備品	41,396	長 期 借 入 金	3,484,625
土 地	1,834,758	リ ー ス 債 務	112,503
無 形 固 定 資 産	206,015	退 職 給 付 引 当 金	48,304
ソ フ ト ウ ェ ア	205,419	関係会社事業損失引当金	369,451
そ の 他	596	債務保証損失引当金	389,549
投資その他の資産	9,982,837	資 産 除 去 債 務	5,530
投 資 有 価 証 券	1,892	長 期 未 払 金	47,047
関係会社株式	8,723,655	そ の 他	21,200
関係会社長期貸付金	1,257,545	負 債 合 計	11,853,669
差 入 保 証 金	529,875	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	677,156	株 主 資 本	2,627,366
関係会社長期未収入金	753,101	資 本 金	10,014,121
そ の 他	22,298	資 本 剩 余 金	206,446
貸 倒 引 当 金	△1,982,689	資 本 準 備 金	206,446
資 産 合 計	14,532,926	利 益 剩 余 金	△7,593,174
		利 益 準 備 金	156,390
		その他利益剰余金	△7,749,565
		繰越利益剰余金	△7,749,565
		自 己 株 式	△26
		新 株 予 約 権	51,890
		純 資 産 合 計	2,679,256
		負 債 純 資 産 合 計	14,532,926

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
ロイヤリティー収入	4,125,941	
不動産賃貸収入	360,039	4,485,980
営 業 費 用		
研究開発費	4,132,126	
不動産賃貸原価	308,500	
その他	634,895	5,075,521
営 業 損 失		589,541
営 業 外 収 益		
受取利息	91,082	
受取配当金	448,408	
貸倒引当金戻入額	244,521	
その他	59,931	843,944
営 業 外 費 用		
支払利息	93,503	
為替差損	100,996	
債務保証損失引当金繰入額	389,549	
関係会社事業損失引当金繰入額	369,451	
その他	10,558	964,059
経 常 損 失		709,656
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	167,837	
子会社清算益	11,614	179,451
税引前当期純損失		530,205
法人税、住民税及び事業税	16,105	
法人税等調整額	△460,374	△444,269
当 期 純 損 失		85,935

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	10,012,040	204,365	204,365
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
新株の発行(新株予約権の行使)	2,080	2,080	2,080
当 期 純 損 失			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	2,080	2,080	2,080
当 期 末 残 高	10,014,121	206,446	206,446

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	156,390	△7,663,629	△7,507,238	△15	2,709,152
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)					4,161
当 期 純 損 失		△85,935	△85,935		△85,935
自 己 株 式 の 取 得				△11	△11
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	△85,935	△85,935	△11	△81,786
当 期 末 残 高	156,390	△7,749,565	△7,593,174	△26	2,627,366

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	220,730	2,929,882
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
新株の発行(新株予約権の行使)		4,161
当 期 純 損 失		△85,935
自 己 株 式 の 取 得		△11
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△168,839	△168,839
事業年度中の変動額合計	△168,839	△250,625
当 期 末 残 高	51,890	2,679,256

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	時価のないもの	移動平均法による原価法
子会社株式及び関連会社株式		移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
主な耐用年数 建 物（3年～38年）
構 築 物（10年～20年）
工 具、器 具 及 び 備 品（2年～20年）
- (2) 無形固定資産 自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間
(リース資産を除く) （3年又は5年）に基づく定額法
- (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 関係会社事業損失引当金
子会社に対する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。
- (5) 債務保証損失引当金
関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案して損失負担見込額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	金利スワップ	為替予約取引
(ヘッジ対象)	借入金の利息	外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で必要な範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において、「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度206,897千円)は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」677,156千円に含めて表示しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

科目

構築物	1,393千円
土地	1,834,758千円
計	1,836,151千円

上記の資産は、当社の短期借入金1,600,000千円、1年内返済予定の長期借入金108,000千円及び長期借入金798,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 46,632千円

3. 保証債務

Allied Telesis, Inc.

リース契約に関する保証債務 (6,634.56千USD) 726,882千円

Allied Telesis International (Asia) Pte. Ltd.

リース契約に関する保証債務 (1,094.25千SGD) 88,711千円

売買契約に関する保証債務 (1,682.18千USD) 184,300千円

借入金に対する保証債務 (936.00千USD) 207,548千円
(105,000千円)

Allied Telesis (Hong Kong) Ltd.

借入金に対する保証債務 (1,566.08千USD) 195,579千円
(24,000千円)

Allied Telesis Asia Pacific Pte. Ltd.

借入金に対する保証債務 (2,400千USD) 262,944千円

アライドテレシス株式会社

借入金に対する保証債務 30,000千円

輸入取引に関する保証債務 184,254千円

リース契約に関する保証債務 151,905千円

アライドテレシスカピタルジャパン株式会社

リース契約に関する保証債務 21,770千円

借入金に対する保証債務 61,348千円

計 2,115,245千円

4. 財務制限条項

2018年6月27日付シンジケートローン契約

(当事業年度末残高 短期借入金 1,600,000千円 一年内返済予定の長期借入金 376,000千円 長期借入金 1,790,000千円 (組成総額 4,330,000千円のうち、コミットメントライン契約 1,600,000千円、タムローン契約 2,730,000千円))

- ・2018年12月期決算(当該期を含む。)以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2,000,000千円以上に維持すること。

- ・2018年12月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益と連結のキャッシュ・フロー計算書上の減価償却費の合計が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2019年12月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われる。

抵触した場合、当社は借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。

2019年7月5日付リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

(貸付極度額500,000千円)

- ・2019年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2,000,000千円以上に維持すること。
 - ・2019年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書上の営業損益の金額とキャッシュ・フロー計算書上の減価償却費の金額を単純合算した金額を0円以上に維持すること。
- 抵触した場合、当社は借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。

5. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	703,578千円
短期金銭債務	721,990千円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

ロイヤリティ収入	4,125,941千円
不動産賃貸収入	360,039千円
研究開発費	4,130,307千円
業務委託費	17,499千円
営業取引以外の収益	563,182千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	186	128	—	314

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

試験研究費	1,278,405千円
繰越欠損金	728,001千円
投資有価証券減損	15,636千円
貸倒引当金	607,099千円
関係会社事業損失引当金	113,125千円
債務保証損失引当金	119,280千円
関係会社株式減損	4,141,684千円
賞与引当金	1,771千円
退職給付引当金	21,282千円
株式報酬費用	8,570千円
減価償却超過額	5,166千円
固定資産減損	115,912千円
その他	44,831千円
繰延税金資産 小計	7,200,768千円
評価性引当額	△6,523,612千円
繰延税金資産合計	677,156千円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	アライドテレスIS株	東京都 品川区	1,987,000 千円	ネットワ ーク関連機器 の開発、販 売・保守	直接 100%	役員の兼任 ロイヤリティ受 取 決済代行 不動産賃貸 開発委託 債務保証	ロイヤリティ収入 注1	3,442,505	関係会社長期未払金	2,940,376
							決済代行 注2	5,559,024	未払金	164,438
							研究開発 注3	510,070	売掛金	565,871
							債務保証 注4	366,160	—	—
	Allied Telesis, Inc.	San Jose U.S.A	18 千米ドル	ネットワ ーク関連機器 の開発、販 売	直接 54.2%	役員の兼任 開発委託 ロイヤリティ受 取 資金の援助 債務保証 被債務保証	研究開発 注3	1,543,113	未払金	243,983
							ロイヤリティ収入 注1	523,123	—	—
							受取利息 注6	90,247	—	—
							債務保証 注9	726,882	—	—
	Allied Telesis Capital Corp.	San Jose U.S.A	435,000 千米ドル	ネットワークサービス ネットワーク関連機器の開発	直接 100%	役員の兼任 開発委託 被債務保証	被債務保証 注10	499,593	—	—
							資金の回収	4,827,130	—	—
							研究開発 注3	587,956	未払金	152,822
							受取配当金	289,196	—	—
	Allied Telesis Wireless Ltd.	Israel	40 千米ドル	ネットワ ーク関連機器 の開発、販 売	直接 100%	資金の援助	株式の取得	4,650,677	—	—
							被債務保証 注10	499,593	—	—
	Allied Telesis Labs Ltd.	Christchurch New Zealand	5,280 千ニュージー ランドドル	ネットワ ーク関連機器の開発	直接 100%	役員の兼任 開発委託	受取利息 注7	—	関係会社長期貸付金 注11	1,229,587
							資金の貸付	161,502	—	—
	Allied Telesis International (Asia)Pte.Ltd.	Singapore	33,582 千シンガ ポールドル	ネットワーク関連機器の製造、物流統括、販売、開発	直接 100%	債務保証	研究開発 注3	1,126,081	—	—
	Allied Telesis (Hong Kong)Ltd.	香港 中国	30,012 千米ドル	ネットワーク関連機器の製造、物流統括	直接 100%	債務保証	債務保証 注4	480,559	—	—
	Allied Telesis Asia Pacific Pte. Ltd.	Singapore	500 千シンガ ポールドル	ネットワーク関連機器の販売	間接 100%	債務保証	債務保証 注5	195,579	—	—
	Allied Telesis (China) Ltd.	中国	20,678 千人民元	ネットワーク関連機器の販売	直接 100%	—	ロイヤリティ収入 注1	160,312	—	—
							債務保証 注5	292,944	—	—
							—	—	関係会社長期未収入金 注8	625,204

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ロイヤリティ収入につきましては、子会社の販売価額を基準として合理的に決定しております。
2. 当社は、アライドテレスIS株式会社の売上代金の回収等及び仕入代金の支払等に関する包括的な決済代行を行っており、代理回収による入金額と代理支払による出金額の差額を取引金額として記載しております。
3. 研究開発費につきましては、子会社の原価を基準として合理的に決定しております。
4. 債務保証は、借入金、リース契約及び売買契約について当社が債務を保証したものであります。
5. 債務保証は、借入金について当社が債務を保証したものであります。
6. 貸付金の金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 利息支払遅延のため、会計上受取利息を不計上としております。
8. 関係会社長期未収入金に対し、625,204千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において240,911千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
当該子会社の債務超過額に対し、244,399千円の関係会社事業損失引当金繰入額を計上しております。
9. 債務保証は、リース契約について当社が債務を保証したものであります。
当該子会社の債務超過額に対し、389,549千円の債務保証損失引当金を計上しております。
また、当事業年度において389,549千円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。
10. 被債務保証は、当社の借入金について当該子会社が債務を保証したものであります。
取引金額は、当事業年度末の被債務保証残高を記載しております。
11. 関係会社長期貸付金に対し、1,229,587千円の貸倒引当金を計上しております。
12. 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が 議決権の過半数を 所有している会社	株スタンフォード	京都市 右京区	10,000 千円	不動産業	—	不動産の賃貸 子会社役員の兼任	賃借料の支払 管理費	75,600 26,400	差入保証金	189,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 建物等の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上、賃借料金額を決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含めておりません。

VIII. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	23円96銭
2. 1株当たり当期純損失 (算定の基礎)	0円78銭
当期純損失	85,935千円
普通株式に係る当期純損失	85,935千円
普通株式の期中平均株式数	10,966,829株

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月27日

アライドテレシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 篤 史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊池 寛 康 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドテレシスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月27日

アライドテレシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋 篤 史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊池 寛 康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月28日

アライドテレシスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 井上隆司 ㊞

監査等委員 村山正和 ㊞

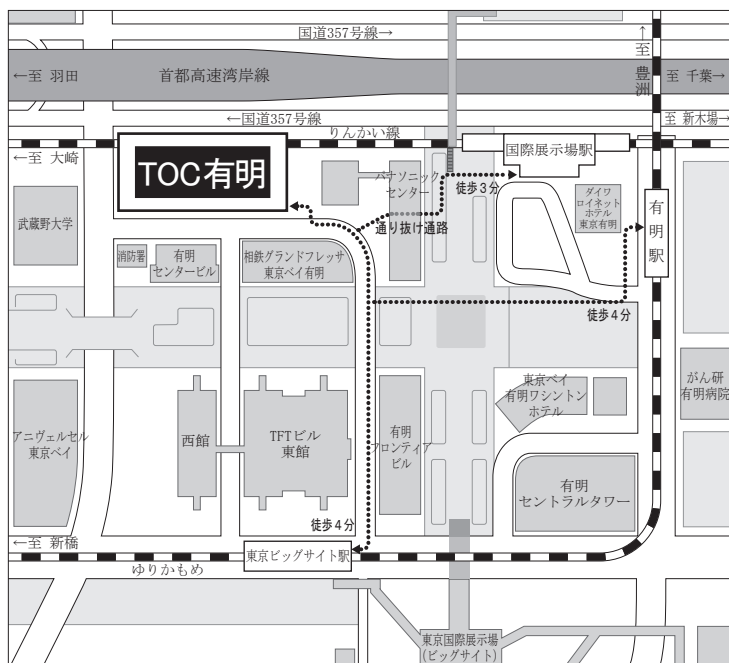
監査等委員 新井章治 ㊞

(注) 1. 監査等委員 井上隆司、村山正和及び新井章治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は2019年3月28日開催の第32回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2019年1月1日から2019年3月28日定時株主総会終結時までの監査については、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内図



○場所 TOC有明 4階 EASTホール（東京都江東区有明三丁目5番7号）

※エスカレーターで2階へお上がりいただき、そこから別のエスカレーターまたはエレベーターで4階までお越しくください。

○交通 東京臨海高速鉄道りんかい線「国際展示場駅」 徒歩3分

東京臨海新交通りんかい線（ゆりかもめ）

「東京ビッグサイト駅」または「有明駅」 徒歩4分

（ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。）

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が広がりをみせております。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会当日の感染状況やご自身の健康状態をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。